

県北広域振興局長告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年1月30日

県北広域振興局長 佐々木 哲

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100452	株式会社藤森	デイサービスセンターみどりの里	九戸郡洋野町種市第40地割1番地1	令和8年1月31日
0373100668	株式会社藤森	デイサービスセンターひまわり	九戸郡洋野町種市第23地割25番地89	〃